

藤沢市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度実施要綱

制	定	平成12.	3.	31告示第369号
改	正	平成12.	7.	25告示第128号
改	正	平成17.	5.	27告示第 70号
改	正	平成17.	10.	1告示第201号
改	正	平成18.	3.	31告示第421号
改	正	平成18.	9.	28告示第200号
改	正	平成21.	3.	31告示第421号
改	正	平成23.	4.	1告示第 4号
改	正	平成25.	2.	15告示第367号
改	正	平成25.	3.	21告示第421号
改	正	平成25.	10.	16告示第218号
改	正	平成27.	5.	29告示第 82号
改	正	平成28.	3.	31告示第381号
改	正	平成28.	6.	22告示第 98号
改	正	平成28.	10.	1告示第197号
改	正	平成29.	5.	26告示第 84号
改	正	平成30.	7.	11告示第134号
改	正	平成30.	9.	28告示第217号
改	正	令和2.	3.	31告示第403号
改	正	令和3.	3.	25告示第375号
改	正	令和3.	9.	22告示第201号

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）その他社会福祉事業（同法第22条第1項に規定する社会福祉事業であって同条第4項各号に掲げる事業を除くものをいう。以下同じ。）を営む者で、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文の指定を受けたもの、法第42条の2第1項本文の指定を受けたもの若しくは法第48条第1項第1号の指定を受けたものがそれぞれこの市の要介護被保険者（法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）に対して提供した指定居宅サービス（同項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護福祉施設サービス（法第48条第1項第1号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）又は法第53条第1項本文の指定を受けたもの、法第54条の2第1項本文の指定を受けたもの若しくは法第115条の4の3第1項の指定を受けたものがそれぞれこの市の居宅要支援被保険者等（法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者及び介護保険法施行規則（平成1

1年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)に対して提供した指定介護予防サービス(同項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)、第1号訪問事業(法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者により提供される法第115条の45第1項イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。)若しくは第1号通所事業(法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者により提供される法第115条の45第1項ロに規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。)に要した費用のうち、当該要介護被保険者又は居宅要支援被保険者等が負担すべき費用の額(以下「利用者負担額」という。)を軽減する事業を行うことにより、この市の要介護被保険者及び居宅要支援被保険者等の指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護福祉施設サービス、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、第1号訪問事業及び第1号通所事業の利用に係る経済的な負担を軽減し、もってこの市の要介護被保険者及び居宅要支援被保険者等の保健医療の向上及び福祉の増進を図るとともに、この市が行う介護保険事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(平成12告示128・平成17告示201・平成18告示421・平成28年告示197・一部改正)

(対象者)

第2条 社会福祉法人その他社会福祉事業を営業者(以下「社会福祉法人等」という。)で法第41条第1項、第42条の2第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項又は法第115条の45の3第1項の指定を受けたものから提供を受けた指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護福祉施設サービス、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、第1号訪問事業又は第1号通所事業(以下「指定居宅サービス等」という。)に要した費用に係る利用者負担額の軽減を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 市町村民税世帯非課税者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第38条第1項第1号イ(1)に規定する市町村民税世帯非課税者をいう。以下同じ。)である者であって次のアからオまでのいずれにも該当するもの(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に

規定する被保護者（以下、生活保護受給者という。）は除く。）

ア 年間収入が、単身世帯の場合にあつては150万円、単身世帯以外の世帯にあつては世帯員が1人増えるごとに50万円をその額に加算した額以下であること。

イ 預貯金等（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第31条第2号に規定する預貯金等をいう。）の額が、単身世帯の場合にあつては350万円、単身世帯以外の世帯にあつては世帯員が1人増えるごとに100万円をその額に加算した額以下であること。

ウ 対象者及びすべての世帯員が日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

エ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

オ 介護保険料を滞納していないこと。

(2) 生活保護受給者

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該利用者負担額を軽減する必要があると市長が認める者

（平成17告示201・平成18告示421・平成23告示4・平成25告示218・平成27告示82・平成28告示197・平成30告示217・令和2告示403・一部改正）

（対象法人）

第3条 この市の要介護被保険者又は居宅要支援被保険者等（以下「要介護被保険者等」という。）に提供した指定居宅サービス等に要した費用に係る利用者負担額を軽減することができる社会福祉法人等は、神奈川県内の区域内に指定居宅サービス等の事業を行う事業所を有する社会福祉法人等であつて、この市の要介護被保険者等に対して指定居宅サービス等を提供するものとする。

2 前項の規定により要介護被保険者等に提供した指定居宅サービス等に要した費用に係る利用者負担額を軽減しようとする社会福祉法人等は、その旨を社会福祉法人等による利用者負担額軽減申出書（第1号様式）により市長に申し出るものとする。

（平成17告示201・平成18告示421・平成28告示197・一部改正）

（軽減の対象となる指定居宅サービス等）

第4条 前条第2項の申出をした社会福祉法人等（以下「対象法人等」という。）が軽減する利用者負担額に係る指定居宅サービス等のうち指定居宅サービスは、次に掲げるものとする。

- (1) 指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。）第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）
 - (2) 指定通所介護（指定居宅サービス等基準省令第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）
 - (3) 指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準省令第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）
- 2 対象法人等が軽減する利用者負担額に係る指定居宅サービス等のうち指定地域密着型サービスは、次に掲げるものとする。
- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第3条の2に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）
 - (2) 指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービス基準省令第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ。）
 - (3) 指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準省令第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）
 - (4) 指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準省令第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）
 - (5) 指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）
 - (6) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービス基準省令第130条に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下同じ。）
 - (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）
- 3 対象法人等が軽減する利用者負担額に係る指定居宅サービス等のうち指定介護予防サービスは、指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。）第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）とする。
- 4 対象法人等が軽減する利用者負担額に係る指定居宅サービス等のうち指定地域密着型介護予防サービスは、次に掲げるものとする。

- (1) 指定介護予防認知症対応型通所介護（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。）第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）
 - (2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）
- 5 対象法人等が軽減する利用者負担額に係る指定居宅サービス等のうち、第1号訪問事業及び第1号通所事業は、次に掲げるものとする。
- (1) 介護予防訪問介護相当事業（省令第140条の63の6第1号イの基準による第1号訪問事業をいう。）及び介護予防通所介護相当事業（省令第140条の63の6第1号イの基準による第1号通所事業をいう。）
 - (2) 緩和した基準による第1号訪問事業（省令第140条の63の6第2号の基準による第1号訪問事業をいう。）及び緩和した基準による第1号通所事業（省令第140条の63の6第2号の基準による第1号通所事業をいう。）
- 6 対象法人等は、その提供するすべての指定居宅サービス等に係る利用者負担額を軽減するものとする。

（平成17告示201・平成25告示367・平成25告示421・平成27告示82
・平成28告示98・平成28告示197・平成30告示134・一部改正）

（軽減する額等）

第5条 対象法人等がその提供した指定居宅サービス等に係る利用者負担額から軽減する額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ当該各号に定める額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

- (1) 第2条第1号に規定する対象者（第3号に該当するものを除く。） 次に掲げる額の4分の1（老齢福祉年金（政令第22条の2の2第7項に規定する老齢福祉年金をいう。）の受給権を有する者（以下「老齢福祉年金受給者」という。）については2分の1）に相当する額

ア 前条に規定する指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護福祉施設サービス、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額の100分の10に相当する額

イ 指定介護福祉施設サービス、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護における特定入所者（法第51条の3第1項又は法第61条の3第1項に規定する特定入所者をいう。以下同じ。）に係る食費の負担限度額（法第51条の3第2項第1号又は法第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額をいう。）及び特定要介護旧措置入所者（介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）に係る食費の特定負担限度額（同項第1号に規定する食費の特定負担限度額をいう。）並びに指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型通所介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護及び第1号通所事業における食事の提供に要する費用の額

ウ 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護における特定入所者に係る居住費の負担限度額（法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額をいう。以下同じ。）又は滞在費の負担限度額（法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額をいう。以下同じ。）、指定介護福祉施設サービス及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における特定入所者に係る居住費の負担限度額及び特定要介護旧措置入所者に係る居住費の特定負担限度額（施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額をいう。以下同じ。）並びに指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護における宿泊に要する費用の額

(2) 第2条第2号に規定する対象者 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護における特定入所者に係る居住費の負担限度額又は滞在費の負担限度額並びに指定介護福祉施設サービス及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における特定入所者に係る居住費の負担限度額及び特定要介護旧措置入所者に係る居住費の特定負担限度額

(3) 第2条第1号に規定する対象者のうち、平成25年8月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成30年10月1日、令和元年10月1日又は令和2年10月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費若しくは法第61条の3第1項に規定

する特定入所者介護予防サービス費の支給により指定居宅サービス等に要した費用のうち居住又は滞在に要した費用の利用者負担額がなかった者 第1号ア及びイに掲げる額の4分の1（老齢福祉年金受給者については2分の1）に相当する額並びに第2号に掲げる額

(4) 第2条第3号に規定する対象者 第1号の規定に準じて市長が必要と認める額

2 施行法第13条第3項の規定が適用される要介護旧措置入所者で同項に規定する施設介護サービス費の額の算定に係る割合が100分の95以上100分の100以下であるものについては、指定介護老人福祉施設（法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。）のユニット型個室の居住に要する費用の額に限り、前項第1号の規定を適用するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、対象法人が、この市が行う障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置により既に訪問介護、指定夜間対応型訪問介護及び第1号訪問事業（以下「訪問介護等」という。）に要する費用に係る利用者負担額の減額を受けることができる者としてこの市の認定を受けている者に対して提供した訪問介護等に要する費用の額に係る利用者負担額については、同項の規定は適用しない。

（平成15告示93・平成17告示70・平成17告示201・平成18告示421・平成18告示200・平成23告示4・平成25告示367・平成25告示218・平成27告示82・平成28告示98・平成28告示197・平成30告示134・令和2告示403・令和3告示375・一部改正）

（対象者としての確認申請手続等）

第6条 対象法人等から提供を受ける指定居宅サービス等に要する費用に係る利用者負担額の軽減を受けようとする対象者は、社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象者確認申請書（第2号様式）に第2条各号に掲げる者に該当することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（平成17告示201・令和3告示375・一部改正）

（確認証の交付等）

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象者確認結果通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、対象者であることを確認した者に対しては、社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象者確認証（第4号様式）（以下「確認証」という。）を交付する

ものとする。

(令和3告示375)

(確認証の提示等)

第8条 前条後段の規定により確認証の交付を受けた者は、対象法人等から指定居宅サービス等の提供を受ける際に、当該確認証を対象法人等に提示しなければならない。

2 対象法人等は、前項の規定により確認証を提示されたときは、当該確認証を提示した者に対して提供する指定居宅サービス等に要する費用に係る利用者負担額に当該確認証に記載された減額割合を乗じて得た額を軽減するものとする。

(平成17告示201・一部改正、令和3告示375・旧第7条繰下・一部改正)

(確認証の有効期間)

第9条 確認証の有効期間は、第6条に規定する申請を受けた日の属する月の初日から同日後に最初に到来する7月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条各号のいずれにも該当しないこととなった場合における有効期間は、当該該当しないこととなった日の前日までとする。

(平成17告示201・平成27告示82・一部改正、令和3告示375・旧第8条繰下)

(軽減に係る助成)

第10条 市長は、確認証の交付を受けた者に対してその利用者負担額を軽減して指定居宅サービス等を提供した対象法人等に対しては、別に定めるところにより算定した額を助成するものとする。

(平成17告示201・一部改正、令和3告示375・旧第9条繰下)

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、社会福祉法人等による利用者負担額の軽減について必要な事項は、別に定める。

(平成17告示201・一部改正、令和3告示375・旧第10条繰下)

附 則 (平成12年告示第369号)

1 この告示は、平成12年4月1日から施行する。

2 第8条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行の日から平成12年5月31日までの間において交付された確認証に限り、同項中「同日後に最初に到来する6月30日」とあるのは、「同日の属する年度の翌年度の6月30日」とする。

3 自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福

社法人等については、第10条の規定にかかわらず、別に定めるところによる助成措置を受けることなく本要綱に基づく軽減事業を実施できるものとする。

(平成18告示421・一部改正・平成23告示4・3項から5項までを削除・平成27告示82・3項を追加・平成28告示98・平成29告示84・令和3告示375・一部改正)

附 則 (平成12年告示第128号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成15年告示第93号)

- 1 この告示は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市社会福祉法人等による利用者負担額減免事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に提供を受けた指定居宅サービス等に係る利用者負担額の減免について適用し、同日前に提供をうけた指定居宅サービス等に係る利用者負担額の減免については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年告示第70号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成17年告示第201号)

- 1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に改正前の第6条の規定により交付された確認証でその有効期限が同日以後であるものについては、当該有効期限までの間、なおその効力を有する。
- 3 前項の規定によりなおその効力を有することとされる確認証の交付を受けている者の利用者負担額から軽減する額を算出する場合に使用する割合は、改正後の第5条の規定にかかわらず、当該効力を有することとされる期間に限り、当該確認証に記載された割合とする。

附 則 (平成18年告示第421号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年告示第200号)

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年告示第421号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第4号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成25年告示第367号)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に改正前の第6条の規定により交付された確認証でその有効期限が同日以後であるものについては、当該有効期限までの間、なおその効力を有する。

附 則（平成25年告示第421号）

この告示は、平成25年3月21日から施行する。

附 則（平成25年告示第218号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年告示第82号）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示の施行日前に改正前の第6条第2項の規定により交付された確認証でその有効期限が「平成27年6月30日」であるものについては、「平成27年7月31日」と読み替えるものとする。
- 3 改正後の第8条第1項の規定は平成27年6月1日以後の申請に係る確認証の有効期間について適用し、同日前までの申請に係る確認証の有効期間については、なお従前の例による。

附 則（平成27年告示第381号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第98号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年告示第197号）

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第84号）

この告示は、公表の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年告示第134号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年告示第217号）

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第403号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年告示第375号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年告示第201号）

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

第2号様式（第6条関係）

社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象者確認申請書 新規 更新

年 月 日

藤 沢 市 長

社会福祉法人等による利用者負担額の軽減対象者としての確認を受けたいので、次のとおり申請します。また、私及び私の属する世帯員の収入、資産等は収入・資産等に係る申告書のとおりです。

被保険者番号			確認番号	
被 保 険 者 （ 申 請 者 ）	フリガナ		生年月日	明・大・昭 年 月 日
	氏 名			
	住 所	〒 電話番号		
窓口に来た方（※被保険者本人が来庁する場合は、記入不要です。）				
氏名			電話番号	
住所			本人との続柄	

【市処理欄】

--

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

様

藤沢市長

社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象者確認結果通知書

申請のありました社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象者としての確認の結果について、次のとおり通知します。

被保険者氏名		被保険者番号																		
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

確認年月日	
決定事項	
1 対象者に該当する	
2 対象者に該当しない	理由

問い合わせ先 藤沢市役所 介護保険課 総務・給付担当（本庁舎2階）
藤沢市朝日町1番地の1
TEL：0466（25）1111

(教示欄)

第4号様式（第7条関係）

社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象者確認証

(表)

(裏)

社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象者確認証 (社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度)							
交付年月日							
確認番号							
受給者	住所						
	フリガナ						
	氏名						
	生年月日						
介護保険被保険者番号							
適用年月日							
有効期限	まで						
減額割合	(対象サービス利用者負担) / 100						
	(食費居住費等) / 100						
特記事項							
発行機関の 名称及び印	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1</td><td>4</td><td>2</td><td>0</td><td>5</td><td>9</td> </tr> </table> <p>神奈川県藤沢市</p> <p>神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 電話 0466(25)1111</p>	1	4	2	0	5	9
1	4	2	0	5	9		

- 注 意 事 項
- 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者に提出してください。
注：(※)は介護予防サービスを含みます。
(1)介護福祉施設サービス (8)認知症対応型通所介護(※)
(2)訪問介護 (9)小規模多機能型居宅介護(※)
(3)通所介護 (10)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介助
(4)短期入所生活介護(※) (11)看護小規模多機能型居宅介護
(5)定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (12)第1号訪問事業
(6)夜間対応型訪問介護 (13)第1号通所事業
(7)地域密着型通所介護
 - この確認証は、利用者負担額の軽減について藤沢市に申出をした事業者のみ有効となります。
 - この確認証を提出して上記1の介護サービスを利用された場合は、この確認証の表面に記載された減額割合により利用者負担額が軽減されます。
 - 介護保険の被保険者の資格がなくなったとき、軽減対象者の要件に該当しなくなったとき、又はこの確認証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この確認証を藤沢市に返還してください。また、転出の届出をする際には、この確認証を添えてください。
 - この確認証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この確認証を添えて、藤沢市にその旨を届け出てください。
 - 不正にこの確認証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考 証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする

